

広島県公安委員会告示第15号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の運転免許取得者等検査について、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条に規定する方法を認定したので、同法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月26日

広島県公安委員会
委員長 西野 泰代

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
有限会社ハッピー	東広島市黒瀬町津江608番地	齊藤良男	ニューチーム石田自動車教習所	東広島市黒瀬町津江608番地	規則第1条第1号に規定する方法	認定認知機能検査同等	令和6年2月14日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定運転技能検査同等	